

京都労働局 厚生労働事務官（基準）

～業務説明会資料～

厚生労働省 京都労働局
総務部総務課 人事係

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1 労働行政の概要

労働行政は **3つの行政**によって、国民の生活を支えています

職場の労働条件、安全・安心を守る

労働基準
行政

労働者が健康で安心して働ける職場をつくり、豊かでゆとりある生活が送れることを目指して、賃金支払いの確保等労働条件の確保・改善、労働時間対策、労働者の安全と健康の確保、迅速で適正な労災補償などに取り組んでいます。

職業安定
行政

人材開発行政を含む

自分らしく「働く」を実現する

雇用の安定、再就職の促進を図ること、経済・産業構造の転換に的確に対応することを目指して、新たな雇用機会の創出、雇用保険制度の安定的運営の確保、労働力需給のミスマッチの解消、高齢者・障害者などの雇用の促進、若年者に対する就職支援、公的職業訓練の効果的实施、労働者のキャリア形成支援などに取り組んでいます。

雇用環境・
均等行政

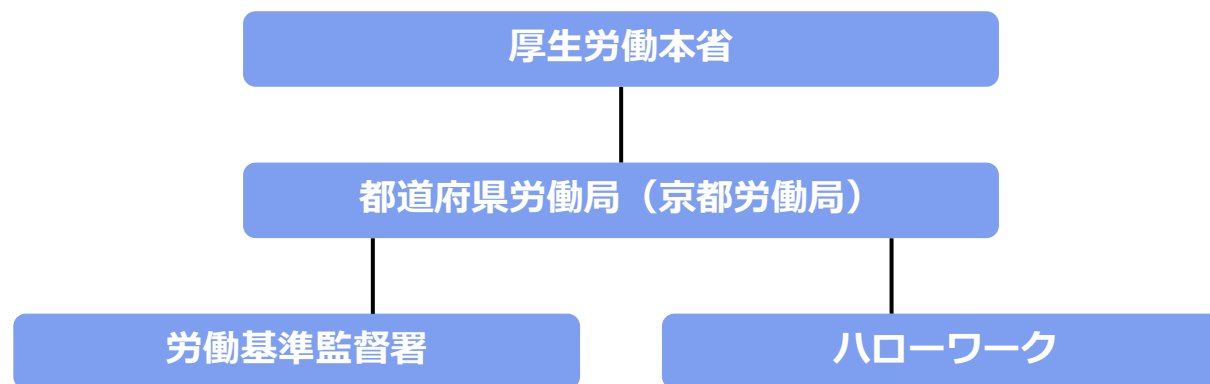
誰もが活躍できる多様な雇用環境をつくる

働く人も働き方も多様化する中、誰もがいきいきと働きやすい職場環境の実現を目指して、女性活躍の推進、ハラスメント対策の実施、同一労働同一賃金の実現、ワーク・ライフ・バランスの推進、テレワークの普及促進など、多様な職場環境づくりに取り組んでいます。

2 労働行政の組織概要

京都労働局

京都労働局は、3つの行政により「働く」ということに関連する様々な行政分野を総合的・一元的に運営しながら、地域に密着した行政を担う厚生労働省の地方機関です。



京都労働局には、働く方を直接支援する第一線機関として、

労働基準監督署（労働基準行政）

ハローワーク（職業安定行政・人材開発行政）

を有しています。なお、**雇用環境・均等行政**は、主に労働局に設置する雇用環境・均等室が担当しています。

3 入省後のキャリアパス

1 厚生労働事務官（共通）

ハローワークや労働局における

働く人の職業の安定、働き方改革関連業務を中心としたキャリアパス

2 厚生労働事務官（基準）

労働基準監督署や労働局における

労災補償業務や労働保険適用・徴収業務を中心としたキャリアパス

【基礎を形成していく期間】

【専門性を形成していく期間】

【マネジメント力を養成する期間】

【組織のリーダーとしての期間】

係員

主任・係長・専門官

監督署課長
労働局の専門官、課室長補佐

監督署、労働局の幹部職員

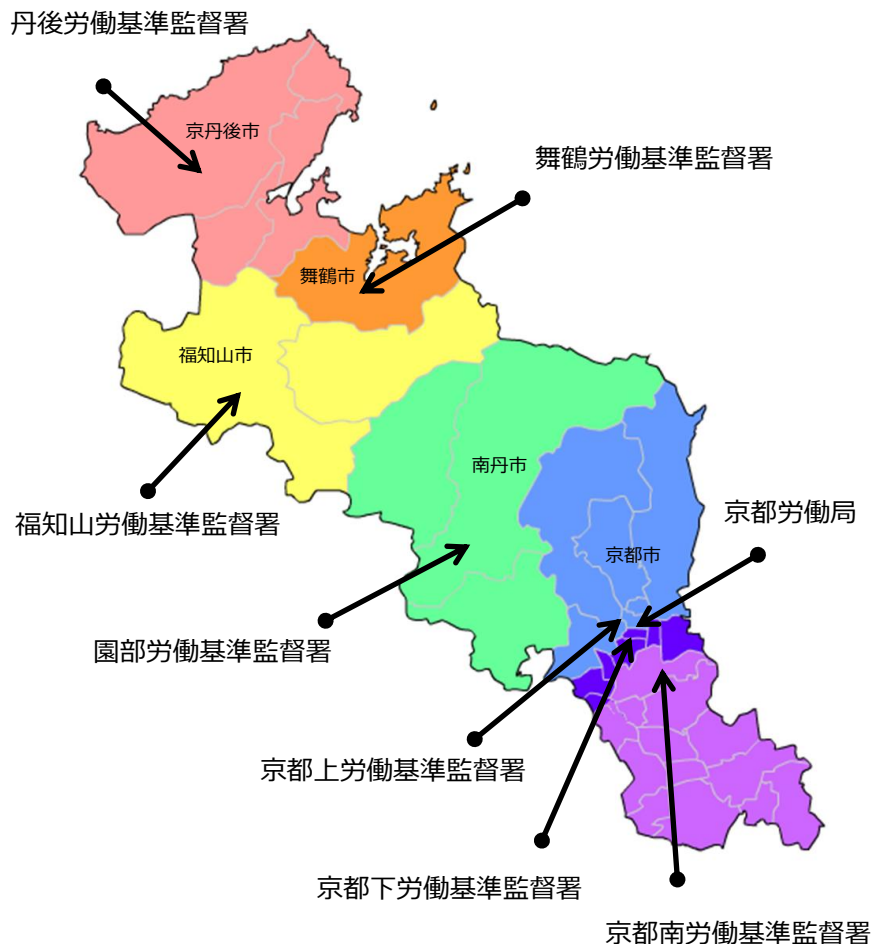
※ 厚生労働事務官（基準）のキャリアパスの例。実際は本人の能力・適正等により異なります。

厚生労働事務官には2つのキャリアパスがあり、採用選考時に選択して頂きます。

また、入省後は、おおむね2年ごとに京都府内でのみ異動します。

※ 採用後のキャリアパスの変更は原則不可となります。

4-1 京都労働局の組織概要



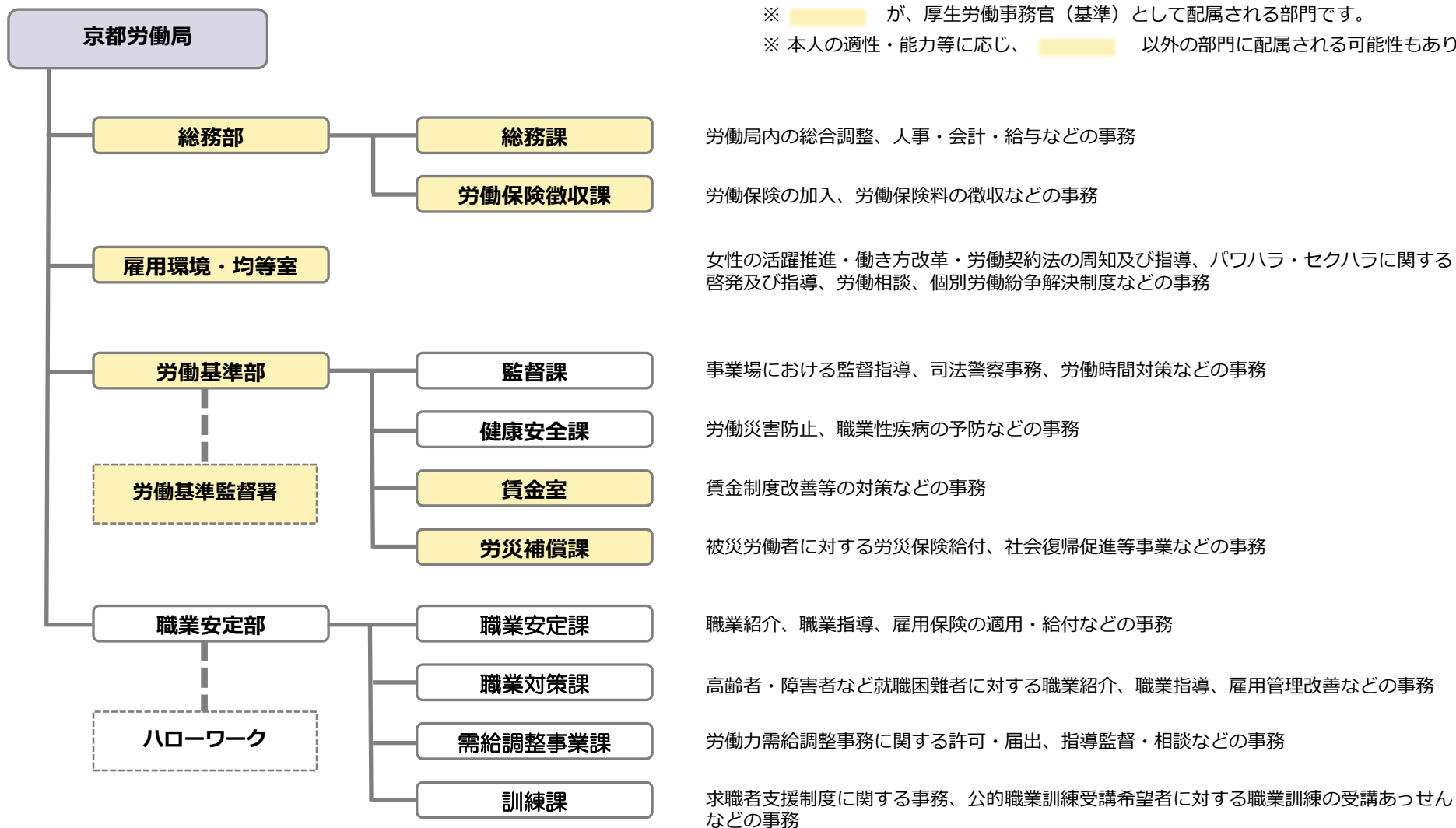
労働局のほか、京都府下に7つの労働基準監督署があります。

- ◆ 南部地域（労働局・京都上署・京都下署・京都南署・園部署）
- ◆ 北部地域（福知山署・舞鶴署・丹後署）

監督署名	所在地	管轄区域
京都労働基準監督署	〒604-8467 京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19	京都市のうち上京区、中京区、左京区、西京区、北区、右京区
京都下労働基準監督署	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷録町101アーバンネット四条烏丸ビル5階	京都市のうち下京区、東山区、山科区、南区、長岡京市、向日市、乙訓郡
京都南労働基準監督署	〒612-8108 京都市伏見区奉行前町6	京都市のうち伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡
福知山労働基準監督署	〒620-0035 福知山市字内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4F	福知山市、綾部市
舞鶴労働基準監督署	〒624-0946 舞鶴市字福井901番地 舞鶴合同庁舎6F	舞鶴市
丹後労働基準監督署	〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷147-14	宮津市、京丹後市、与謝郡
園部労働基準監督署	〒622-0003 南丹市園部町新町118-13	亀岡市、南丹市、船井郡

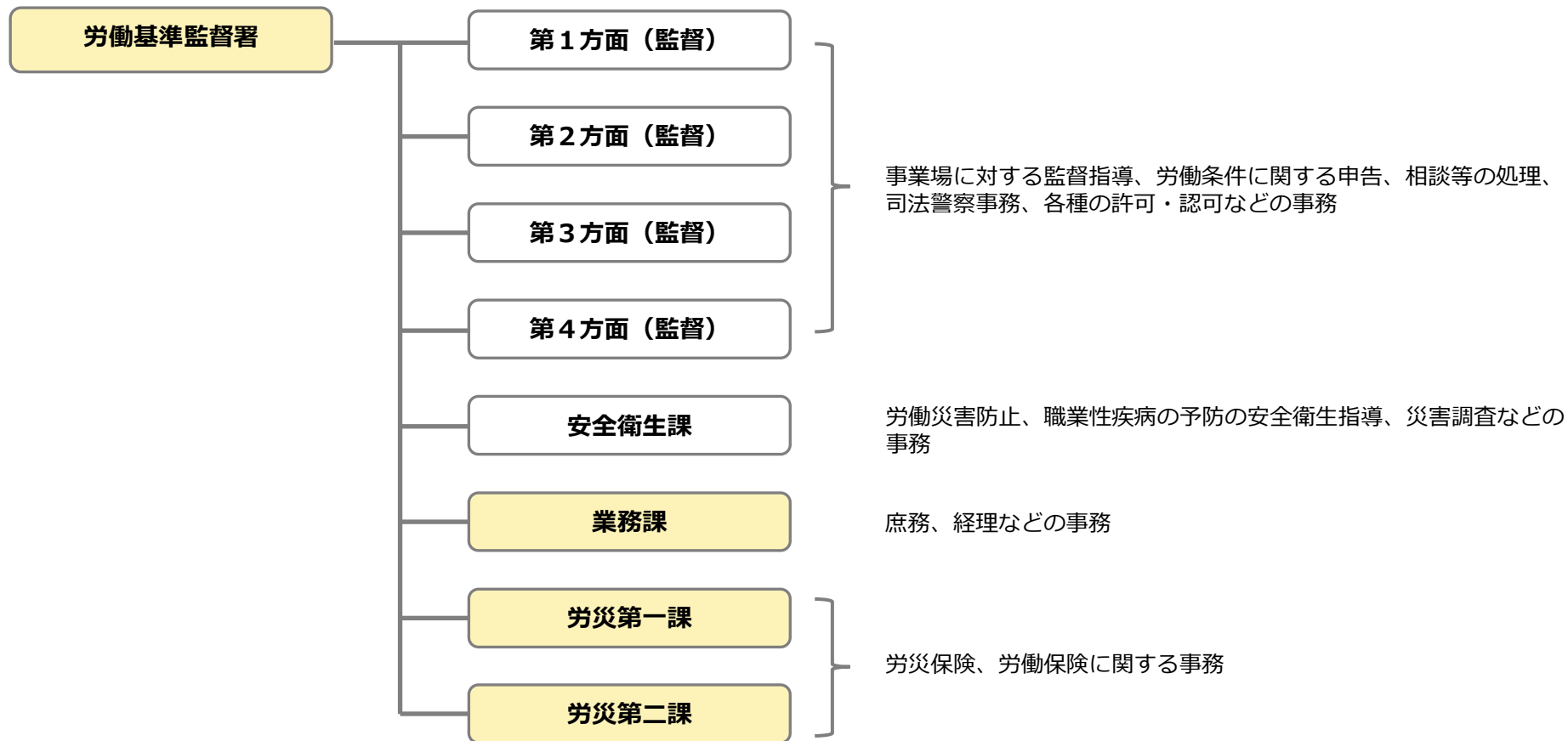
4-2 京都労働局の組織概要

< 京都労働局 >



4 - 3 京都労働局の組織概要

< 労働基準監督署 >



※ 実際の組織は、それぞれの労働基準監督署により異なります。

※ が、厚生労働事務官（基準）として配属される可能性がある部門です。

5 厚生労働事務官（基準）の業務内容

① 労災補償業務

労災保険は、工作中や通勤中の負傷や疾病など、労働災害や通勤災害に遭われた方やその遺族に対して、保険給付として補償する保険です。労災保険給付には、療養補償（治療費）、休業補償、障害補償、遺族補償等があります。労災補償業務は、労働基準監督署及び労働局において、保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付や決定までの審査（調査等）を行います。

② 労働保険業務

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者を雇用する事業主が加入する保険です。労働基準監督署及び労働局において、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付及び保険料の徴収業務を行います。

③ 総務関係業務

労働局の総務部総務課において、次の業務に従事することがあります。

- 職員の人事関係業務、福利厚生等の総務関係業務
- 職員の給与支給、物品購入等の契約や支払いに関する会計関係業務

※ 本人の適性・能力等に応じ、これらの業務以外の部門に配属される可能性もあります。

6 - 1 労災補償業務の概要

労災補償業務

労災補償業務は、労働者の業務上の事由または通勤による労働者の傷病等に対して必要な保険給付を行い、あわせて被災労働者の社会復帰の促進等の事業を行う仕事です。主に労働基準監督署において、保険給付等に関する相談をはじめ、保険給付請求書の受付審査、支給可否の決定までの事務を行っています。

各労災補償業務の紹介

1 受付業務

労働基準監督署の窓口や郵送で提出された請求書を受理します。請求書を受理しても、すぐに支給手続きができるわけではないため、必要な機械処理のほか請求書の内容に不備等がないか確認し、必要に応じて補正等を求めます。



2 聴取調査（電話・面談）

労働災害や通勤災害の発生状況等について確認が必要な場合、労災保険を請求された方や会社関係者等に対して、電話や面談により事実関係を確認し、その内容を記録します。



6 - 2 労災補償業務の概要

労災補償業務

3 医学調査

医学的な内容の確認が必要となる場合は、受診された医療機関の医師に対し、療養状況や傷病の原因等、意見書の作成を依頼します。
更に医学的調査が必要な場合や後遺症の程度の確認が必要な場合は、労働局が委嘱する専門医に医学的な意見を求めることもあります。



4 実地調査（出張調査）

必要に応じて、労災請求の原因となった現場（災害発生場所等）に赴き、災害発生状況や作業内容等を確認します。請求書の内容や面談だけでは分からないことを、実際に現場で確認する調査を行うことがあります。



5 資料収集・その他調査

請求事案によっては、タイムカードや作業日報等、客観的な証拠となる資料を収集することもあります。また、公的機関への照会（資料提供依頼）や労災保険を請求された方の家族の面談等、請求内容に応じて、審査に必要なあらゆる調査を行います。

6 - 3 労災補償業務の概要

労災補償業務

6 事案検討（監督署内での事案相談）

担当している調査事案の進捗状況を監督署内で相談し、今後の調査の進め方などアドバイスをもらう機会を設けています。

7 復命書（報告書）作成

調査した結果をまとめた復命書（報告書）を作成します。

復命書は、労働基準監督署として保険給付の可否を判断するための書類であり、上司の決裁・承認を経て、監督署長が決定します。

8 保険給付

監督署長の決定後、労災保険の支給（不支給）の手続きを行います。



【労災請求書（療養）】

A detailed form for labor accident compensation claims (medical treatment). The form is filled out with text and includes various fields for personal information, accident details, and medical treatment. It is a complex document with many small boxes and lines of text.

労災請求の一例

- ◆ 出張先で怪我をした。
- ◆ 調理業務中に火傷した。
- ◆ 会社へ自転車で通勤した際に転倒し、怪我をした。

7 労働保険業務の概要

労働保険業務

労働保険とは、労働者の保護及び雇用の安定を図ることを目的とした、国が運営する社会保険制度の1つです。労働保険は、労災保険と雇用保険を総称したものであり、労働者を1人でも雇っている事業場は成立手続きが義務付けられています。なお、労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。

1. 受付業務

労働基準監督署や労働局の窓口において、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付および保険料の徴収業務を行います。



2. 年度更新

労働保険に加入している事業主は、毎年6月1日～7月10日の期間中に、労働保険の更新手続きを行う必要があります。労働基準監督署や労働局では、窓口や郵送で受理した労働保険料申告書の審査や保険料の収納事務を行います。



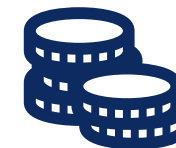
3. 算定基礎調査

労働保険料が適正に申告・納付されているかを確認するため、賃金台帳等の客観的資料等を照合して調査を行います。また、場合によっては、労働保険に加入しない事業場に対して、強制的に加入させることもあります。



4. 徴収業務（滞納整理）

労働局において、納付期限までに労働保険料の納付がなされていない事業場に対し、納入勧奨業務を行います。納入勧奨を行っても滞納する事業場に対しては、財産の差し押さえ等の処分を行うこともあります。



8 職員研修

労働大学校

埼玉県朝霞市にある労働大学校において、各種職員研修を実施しています。
各業務の知識やスキルの向上を図る機会であり、全国の職員と交流できる場にもなっています。



【中央研修（労働大学校研修）概要】

- ◆ 労働行政職員基礎研修（新規採用者向け研修）
- ◆ 労災補償行政職員初級研修（新任の労災保険業務従事者向け研修）
- ◆ 労災保険給付専門研修（労災保険業務中堅職員向け研修）
- ◆ 新任労働保険適用徴収業務専門研修（新任労働保険業務従事者向け研修）

⇒ このほかにも、初めて就く業務に係る各種研修が受講できます。



京都労働局においても、労災保険業務および労働保険業務等、各種職員研修を行っています。

中立な立場で、公正な審査を

④ 京都労働局の志望理由や職場の雰囲気は

京都出身ということもありますが、京都労働局の業務説明会や職場見学等に参加させて頂いて、職員の雰囲気が良く、楽しそうな印象を持ちました。

入庁する前は、「やっていけるかな。」と正直不安に思う気持ちもありましたが、実際に入庁してみると、分からないこと等があれば、上司や先輩職員がサポートしてくれましたし、また丁寧に教えて頂けたので、安心して仕事が出来ました。

④ 印象に残ったエピソードがあれば教えてください

労災保険の給付を担当し、治療を終えられた方から「今までありがとう。」と言われたことは印象に残っています。自分の仕事が人の役に立ったという実感が得られた瞬間でもありました。

また、労災請求事案の中には、長期間かけて調査するものもあり、何ページもの資料を作成した時には、「やりきった！」という達成感も得られました。

日々の業務では、被災された方のお話を聞くこともありますが、感情に流されないよう中立な立場で、公正な審査をするよう心掛けています。

④ 受験生へメッセージをお願いします

厚生労働事務官（基準）の仕事は、署内の仕事だけではなく、出張して事業場に訪問することや、医師から医学的なお話を聞くこと等、日々変化があり、また専門性の高い業務だと思います。

労災保険の認定や給付の業務は、署内で検討し組織として決定していますので、一人で抱え込むこともありません。また、有給休暇の取得等、ワークライフバランスも可能な職場だと感じます。

もし、入庁された際には、私も上司や先輩職員のようにサポートしていきたいと思いますので、是非、京都労働局厚生労働事務官（基準）を検討されてはいかがでしょうか。

内容は幅広く、専門性の高い仕事

④ 厚生労働事務官(基準)を志望した理由を教えてください

過去に、私の親族が労災給付を受け、仕事を休んで受けられなかった賃金等を補償して頂いたという経験がありました。業務等が原因で、怪我や病気に遭遇する可能性は誰しもあり、労災保険はそんな予期せぬ出来事に対応するセーフティネットの役割があります。

親族の経験から、とても大切な制度であると実感しましたので、私自身もそんな仕事に携われればと思い、志望しました。

④ 仕事をしてみて感じたことを教えてください

入庁する前の労働基準監督署の仕事は、「窓口業務」といった印象がありましたが、実際に業務に就いてみると、自席での電話調査や書類作成等の事務作業の方が多かったです。もちろん、窓口業務もありますが、入庁前のイメージとは違うところでしたね。

労災請求事案によっては、事業場等へ出張して調査を行うこともあります。また、時には労働基準監督官と一緒に出張し、調査することもあります。

④ 受験生へメッセージをお願いします

厚生労働事務官（基準）は、主に労働基準監督署で労災保険の認定や給付の業務を担当しますが、その内容はとても幅広く、そして専門性の高い仕事だと思います。

また、人事異動によっては、労働局の総務課等の業務に就くこともありますので、専門性の高い仕事してみたいけど総務関係等少し異なる仕事も経験してみたい方にピッタリの職種ではないかと思います。

京都労働局への入庁お待ちしております！



充実感と達成感が得られる仕事です

④ 厚生労働事務官(基準)を志望した理由を教えてください

公務員試験を受験した当時は、労働分野に興味があったので労働基準監督官を目指していました。併願先として国家一般職試験を受け、一次試験の合格後に行われた労働局の業務説明会等に参加し、そこで初めて監督署で働く事務官の仕事を知りました。

最終的に、国家一般職試験も労働基準監督官試験も合格しましたが、基準系事務官の仕事調べていくうちに、国民が安心して働くことができる労災保険制度の重要さを知り、また医療分野にも触れることができることから、厚生労働事務官（基準）を選びました。

④ 職場の雰囲気はいかがですか

入庁前の京都労働局の業務説明会でも感じましたが、実際に仕事をしてからも、相談しやすく話しやすい雰囲気があります。

労災請求事案は、基本的に一人が一つの担当事案を受け持つこととなりますが、1年目は常に上司について頂き、全ての事案を一つ一つ上司と確認して処理方針を決め、一緒に進めていました。2年目以降は、自分なりに審査方針を考え処理を進めていくことも増えていきましたが、必要に応じて上司との相談や事前のポイント整理等を行っています。

④ 印象に残ったことがあれば教えてください

労災保険は、被災労働者の治療費の補償だけでなく、休業補償を通じて生活面を支えることのできる制度です。大きな怪我を負い治療を継続され、職場復帰を果たした際にかけてられた感謝の言葉は印象に残っており、充実感を得られた瞬間でもありました。

また、社会的に関心を集めるような事案を担当することもあり、長い期間調査し、また署内で検討を重ねて一つの結論を出すので、達成感が得られる仕事でもあります。



「自分で考える」ことを大切に

④ 京都労働局の志望理由や職場の雰囲気は

人と接することが好きなので、当初は窓口業務の多い共通採用の事務官を選択しようと思っていました。ですが、京都労働局の説明会で、基準採用の事務官と話す機会があり、その方がとても素敵で尊敬できる方だと思い、是非同じ職場で勤務したいと感じたため、基準採用の事務官を志望しました。

フィーリングで決めてしまった感がありますが、実際に勤務してみると自分に合っている仕事だと思います。また、思っていたとおり職場の雰囲気も良く、上司や先輩、同期など、皆さん尊敬できる方たちだと思っていますし、一緒に働くことができるのが嬉しいです。

④ 仕事をするうえで心掛けていることは

まだまだ知らないこと、わからないことが多くありますが、とにかく一旦は自分で調べて、自分なりの考えを持つように心掛けています。そして自分なりに考えた意見を上司に伝え、アドバイスをもらっています。特に厚生労働事務官（基準）の仕事は「考える」ことが必須だと思いますので、この心掛けにより日々研鑽を重ねています。

④ 受験生へメッセージをお願いします

厚生労働事務官（基準）の仕事は、初年度から自分の裁量で仕事をするので、他の業種では中々ないものだと思います。

一方、その分計画性が必要になる職柄ではありますが、上司や周りの職員が気にかけてサポートしてくださるので、不安に思うことはありません。「自分で調査を行い、完結まで進めていく」というのが基本的な業務の流れになるので、完結させたときの達成感が大きい仕事です。

京都労働局と一緒に働くことを楽しみにしています！

Q1 労働行政ではどのような人材を求めていますか？

労働行政では、雇用・労働など、国民生活に直結する幅広い分野の業務を行うことから、人のために何かをしたいと考え、自ら積極的に行動することができる人材を求めています。また、労働行政の分野では、様々な立場の方を相手に仕事をするので、公正・中立な立場で考え、円滑にコミュニケーションできることも重要です。

Q2 労働行政に関する専門的な知識は必要ですか？

採用時に特別な知識は必要ありません。採用後に必要な業務についての研修やOJTも実施しますので、必要な知識はその場で習得していただけます。しかし、労働行政は国民生活に密着し、国民からの関心も高く、新聞やインターネットなどで話題が取り上げられることが多いため、労働行政を志望する皆さんにも、日ごろからアンテナを立て、様々な出来事に幅広く関心を持ってほしいと思います。

Q3 採用後の配属先や人事異動はどうなりますか？

採用後の配属は、府内の労働基準監督署または京都労働局となり、通勤時間等を考慮した上で決定されます。最初に配属される部署としては、京都市内の労働基準監督署の労災課配属が最も多い傾向にあります。入省後は、2～3年の間隔で人事異動があり労働局や労働基準監督署を異動しながら多くの業務を経験していただき、将来的には労働局や労働基準監督署の幹部職員として勤務することがあります。なお、原則として都道府県をまたぐ労働局間の異動はありません。

Q4 人事異動の配属先などの希望は聞き入れてもらうことはできますか？

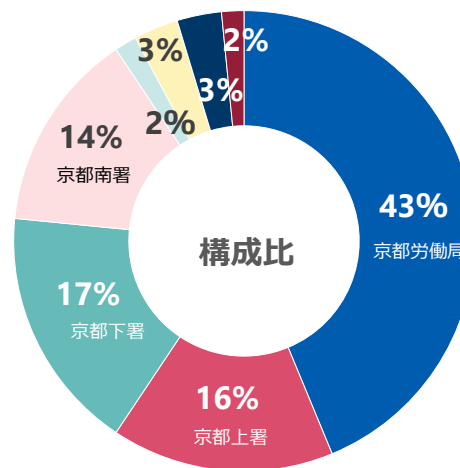
毎年、全ての職員に意向確認を行い、希望や配慮すべき事情を伺う機会を設けています。必ずしも本人の希望どおりになるとは限りませんが、すべての職員に有為な人材になってもらいたいと考えており、それぞれの職員にその時々で覚えてもらいたい仕事や経験してもらいたいことなどを踏まえ、能力や適性を勘案した人事異動を行っています。

Q5 京都府北部地域の異動もありますか？

右図は、令和5年度厚生労働事務官（基準）の職員配置構成比です。あまり頻度は多くありませんが、北部地域の労働基準監督署に勤務することもあります。京都は南北に広いため、一般的に転居を伴う異動となりますが、異動に伴い転居が必要となった場合は転居に伴う費用の支給もあります。

今までとは違う街に住んでみると、様々な発見があります。最初は慣れないと思いますが、「住めば都」という言葉があるように、自然と馴染んでいきますので、何も心配することはありません。

厚生労働事務官（基準）の職員配置構成比



※ 職員数を100とした場合の職員配置割合（令和5年4月1日時点）

※ 職員の配置状況は年度によって異なります。

Q6 労働基準監督官と厚生労働事務官(基準)の役割の違いを教えてください

大きなイメージで捉えると、労働基準監督官は監督指導等を通じて災害が起こらない社会を構築することを目的に活動し、それでも起こってしまう災害（被災労働者）を厚生労働事務官が労災保険を通じて救済するといった、いわば車の両輪のような密接な役割を担っています。監督官と事務官の官職の違いによる上下の関係性はなく、それぞれが専門性を持って仕事をしています。また、時には労働基準監督官と共に出張し、調査を行うこともあります。

Q7 労災保険の認定業務で特に印象に残っている出来事を教えてください

労災認定の業務は、非定型的な業務であり、また被災状況も様々ですから、それぞれの職員が強く印象に残る事案を経験しています。労災保険の使命でもある、「労働者の業務災害及び通勤災害に対して迅速かつ公正な保護をする」ため、すべての事案に対して真摯に取り組んでいます。詳しいお話しについては、京都労働局の業務説明会でご紹介しますので、開催の際はぜひご参加ください。

Q8 京都労働局の魅力を教えてください

いろいろありますが、「ハイブリッド」なところが一つ挙げられます。世界規模の大企業や国際的に注目される古寺名刹などを管轄する署があれば、全国最小規模の署もあります。煌びやかな都会があったと思えば、海や山に囲まれた自然豊かな地域もあり…すべてがちょうどいい塩梅に絶妙に味わえるのが京都労働局の魅力だと考えます。

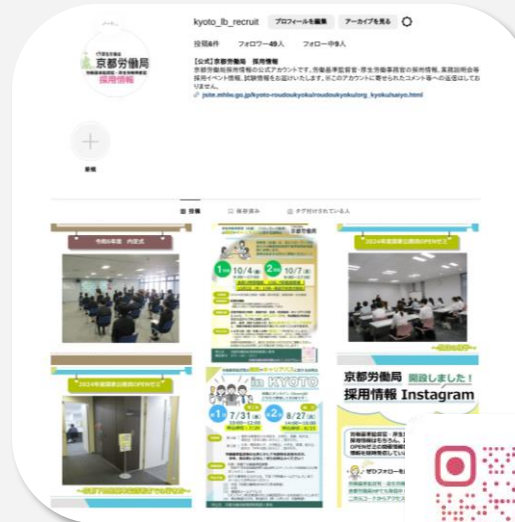
京都労働局HP

京都労働局に関する各種情報や採用情報などについて掲載しています。HPの管理は、主に「雇用環境・均等室」が担っています。



京都労働局採用情報 Instagram

厚生労働事務官（基準）はもちろん、厚生労働事務官（共通）、労働基準監督官の採用情報や業務説明会等採用イベントの様子などをお届けしています。主に「総務課人事係」で運営しています。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省 京都労働局
総務部総務課 人事係

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare